

〔旅館業施設の衛生措置の基準に関する条例〕をここに公布する。

富山県旅館業法施行条例
(昭45条例48・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭61条例17・全改)

(清純な施設環境を保全する必要がある施設)

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項)において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第2項に規定する公立図書館
 - (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館
 - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項に規定する公民館
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育、福祉又はスポーツに関する施設のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で知事が指定するもの
- 2 知事は、前項第4号の規定による指定をしたときは、その施設を告示するものとする。

(昭45条例48・追加、昭61条例17・平5条例59・平13条例15・一部改正)

(意見を求めなければならない者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項)において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 国が設置する施設については、当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設については、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であつて監督庁があるものについては、当該監督庁
- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設については、当該施設の存する市町村の長

(昭45条例48・追加、昭61条例17・一部改正)

(換気)

第4条 旅館業の施設については、次の換気措置を講じなければならない。

- (1) 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
- (2) 機械換気設備を有する場合は、その機能を十分発揮するように運転すること。

(昭45条例48・旧第2条繰下、平30条例20・一部改正)

(清潔)

第5条 旅館業の施設については、次の清潔措置を講じなければならない。

- (1) 客室、調理場、配膳室、食堂、浴室、洗面所、便所等は、定期的に清掃すること。
 - (2) 施設の内外は、常に清潔にし、殺虫剤散布その他の方法により衛生上有害な昆虫及びそ族の駆除に努めること。
 - (3) 客室には、くず入れを備えること。
- 2 寝具類については、次の措置を講じなければならない。
- (1) シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝衣等の直接肌に接するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
 - (2) 寝具は、適時洗濯を行い、適切な方法により、衛生的に保つこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講ずること。

(昭45条例48・旧第5条繰下・一部改正、平13条例15・一部改正、平30条例20・旧第7条繰上・一部改正)

(給水)

第6条 洗面所及び便所の給水は、十分にしておかなければならない。

(昭45条例48・旧第6条繰下、平30条例20・旧第8条繰上)

(浴室の衛生管理)

第7条 宿泊者が利用する浴室(客室に設置される浴室を除く。)を設ける場合は、次の衛生措置を講じなければならない。

- (1) 浴槽水は、常に満杯を保ち、給湯栓の湯及び給水栓の水は、十分に補給すること。
- (2) 浴槽水は、規則で定める水質基準を満たすこと。
- (3) 浴槽水は、毎日全部を入れ替えること。ただし、これにより難しい場合は、浴槽水が前号に規定する水質基準に適合するよう適切な措置を講ずること。
- (4) 浴槽、循環ろ過装置(浴槽水を循環させ、ろ過する機能を有する装置をいう。)及び浴槽水が循環する配管設備等は、浴槽水が第2号に規定する水質基準に適合するよう定期的に消毒及び清掃をすること。

- (5) 脱衣室にはくず入れを、浴室には使用済みのかみそりを廃棄するための容器を備えること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講ずること。
(平13条例15・全改、平30条例20・旧第9条繰上)

(ガス使用の場合の措置)

第8条 ガス設備のある室には、客の見やすい箇所に元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておかなければならない。

2 ガスの元栓は、各室の客の安全を確かめた後でなければ開放してはならない。

(昭45条例48・旧第8条繰下・一部改正、平13条例15・一部改正、平30条例20・旧第10条繰上)

(宿泊を拒むことができる事由)

第9条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(平28条例26・追加、平28条例61・旧第11条繰下、平30条例20・旧第12条繰上)

(構造設備の基準)

第10条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 定員数に応じた十分な数の寝具を有すること。
- (2) 客室にガス設備を設ける場合は、専用の元栓を有し、ガス管は腐食しておらず、かつ、容易に取りはずされないように接続されていること。
- (3) 入浴施設は、次の要件を備えるものであること。
 - ア 共同浴室を設ける場合は、脱衣室が別に付設されていること。
 - イ その他規則で定める要件を備えていること。
- (4) 便所は、次の要件を備えるものであること。
 - ア 防虫及び防臭の設備並びに流水式手洗い設備を有すること。
 - イ 換気ができる構造であること。
 - ウ 共同便所を設ける場合は、男女別に適当な数の便器を設けること。

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、前項第1号から第3号まで並びに第4号ア及びイに掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人以上とする場合 前項第4号ウの要件を備えていること。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 共同便所を設ける場合は、適当な数の便器を設けること。

3 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第2号から第4号までに掲げるもののほか、収容定員に応じた十分な広さの客室を有することとする。

(平14条例59・追加、平28条例26・旧第12条繰下、平28条例61・一部改正、平30条例20・旧第13条繰上・一部改正)

(基準の特例)

第11条 知事は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に掲げるものについては、前条に規定する基準に関して、規則で必要な特例を定めることができる。

(昭45条例48・旧第10条繰下・一部改正、平14条例59・旧第12条繰下・一部改正、平28条例26・旧第13条繰下・一部改正、平28条例61・一部改正、平30条例20・旧第14条繰上・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 富山県旅館業法施行条例(昭和23年富山県条例第44号)は、廃止する。

附 則(昭和45年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第17号)

この条例は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則(平成5年条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第15号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第59号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第26号)

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

附 則(平成28年条例第61号)

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第20号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。